

公益財団法人 全国法人会総連合

会長 小林 栄三 殿

国税庁課税部課税総括課長

山崎 博之

電子帳簿保存法に関する周知等の協力依頼について（依頼）

平素より、税務行政につきまして深い御理解と多大な御協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

電子帳簿等保存制度については、令和 5 年度税制改正において見直しが行われ（別添）、「優良な電子帳簿」に係る過少申告加算税の軽減措置については、訂正削除履歴の機能等を備えるべき帳簿の範囲が見直され、電子取引データ保存については、新たな猶予措置が整備されました。

国税庁では、「優良な電子帳簿」の普及・一般化をはじめ、電子帳簿等保存制度の利用を推進しているところ、この取組にあたっては法人会の皆様の御理解と御協力が必要不可欠です。そこで、電子帳簿等保存制度について、貴会の情報誌やホームページ等を通じた会員の皆様へ周知広報の実施をお願い申し上げます。

周知広報の際には、電子帳簿保存法に関する【改訂資料一覧】の資料等について、令和 5 年度税制改正の内容等を踏まえた改訂をいたしましたので、御利用いただけますと幸甚です。

また、優良な電子帳簿及び過少申告加算税の軽減措置に関する認知度等を調査するため、会員の皆様へアンケートを実施することについて、ご協力をお願い申し上げます。なお、御回答いただいたアンケート内容につきましては、個社の回答内容が特定されないよう細心の注意を払う前提の下、電子帳簿等保存制度への対応状況等のトレンドを分析する資料の素材として用いるなど、当庁内での施策検討の参考とさせていただく可能性があることをあらかじめ御了承いただき、その実施に御協力をお願い申し上げます。

【改訂資料一覧】

- ① 制度のパンフレット等（○令和 6 年 1 月 1 日からの取扱いに関するもの）
- ・ 電子取引データの保存方法をご確認ください【令和 6 年 1 月以降用】（令和 5 年 7 月）
 - ・ はじめませんか、帳簿・書類のデータ保存（電子帳簿等保存）【令和 6 年 1 月以降用】（令和 5 年 7 月）
 - ・ はじめませんか、書類のスキャナ保存【令和 6 年 1 月以降用】（令和 5 年 7 月）

【掲載先 URL】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/08.htm>

② 優良な電子帳簿の要件のフローチャート

【掲載先 URL】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/05.htm>

③ 令和5年度改正 電子帳簿保存法 Youtube 動画「国税庁動画チャンネル」(令和5年8月更新) 掲載資料

【掲載先 URL】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0023007-095.pdf>

④ システム導入が難しくても大丈夫!! 令和6年1月からの電子取引データの保存方法(令和5年11月)

【掲載先 URL】

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/tokusetsu/pdf/0023011-012.pdf>

なお、電子帳簿保存法については、国税局・税務署においても、貴会をはじめとした各団体の御要望に応じて説明会等への講師派遣を実施しておりますので、御要望がございましたら最寄りの税務署へお気軽に御相談ください。

本協力依頼に関するお問合せ先

国税庁課税部課税総括課税務手続第二係
連絡先：03 - 3581 - 4161 (代表)

(注) 資料の内容に関するお問合せは、国税局電話相談センター等に対応しており、上記お問合せ先ではお受けしていません。